改正後	現行					
「土木工事共通仕様書」	「土木工事共通仕様書」					
目次 第1編 共通編	目次 第 1 編 共通編					
第1章 総則	第1章 総則					
第1節 [略]	第1節 [略]					
第2章 材料	第2章 材料					
第1節 ~ 第12節 [略]	第 1 節 ~ 第12節 [略]					
第3章 施工共通事項	第3章 施工共通事項					
第1節 ~ 第21節 [略]	第 1 節 ~ 第21節 [略]					
第2編 工事別編	第2編 工事別編					
第1章 ほ場整備工事	第1章 は場整備工事					
第1節 ~ 第7節 [略]	第1節 ~ 第7節 [略]					
第2章 農用地造成工事	第2章 農用地造成工事					
第1節~第9節 [略]	第1節 ~ 第9節 [略]					
第3章 舗装工事,道路改良工事	第3章 舗装工事,道路改良工事					
第1節 ~ 第14節 [略] 第4章 水路トンネル工事	第1節 ~ 第14節 [略] 第4章 水路トンネル工事					
第1節 ~ 第8節 [略]	第1節 ~ 第8節 [略]					
第5章 水路工事	第5章 水路工事					
第1節~第15節 [略]	第 1 節 ~ 第15節 [略]					
第6章 排水路工事,河川工事	第6章 排水路工事,河川工事					
第1節 ~ 第15節 [略]	第1節 ~ 第15節 [略]					
第7章 管水路工事	第7章 管水路工事					
第1節~第18節 [略]	第1節 ~ 第18節 [略]					
第8章 畑かん施設工事	第8章 畑かん施設工事					
第1節 ~ 第12節 [略]	第1節 ~ 第12節 [略]					
第10章 フィルダム工事 第1節 ~ 第14節 [略]	第10章 フィルダム工事 第 1 節 ~ 第14節 [略]					
第「即 ~ 第「中即 [昭] 第11章 コンクリートダム工事	第14章 コンクリートダム工事					
第1節 ~ 第8節 [略]	第1節 ~ 第8節 [略]					
第12章 P C 橋工事	第12章 PC橋工事					
第1節 ~ 第6節 [略]	第1節 ~ 第6節 [略]					
第13章 橋梁下部工事	第13章 橋梁下部工事					
第1節 ~ 第7節 [略]	第1節 ~ 第7節 [略]					
第14章 頭首工工事	第14章 頭首工工事 					
第1節~第9節 [略]	第1節 ~ 第9節 [略]					
第15章 機場下部工事	第15章 機場下部工事					
第1節 ~ 第5節 [略] 第16章 地すべり防止工事	第1節 ~ 第5節 [略] 第16章 地すべり防止工事					

改正後	現行
第1節 ~ 第15節 [略]	第 1 節 ~ 第 15 節 [略]
第17章 PCタンク工事	第17章 P C タンクエ事
第1節 ~ 第11節 [略]	第1節 ~ 第11節 [略]
第18章 ため池改修工事	第18章 ため池改修工事
第1節 ~ 第7節 [略]	第1節 ~ 第7節 [略]
第20章 推進工事	第20章 推進工事
第1節 ~ 第5節 [略]	第1節 ~ 第5節 [略]

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 絵則

1-1-1 ~ 1-1-22 [略]

1-1-23 建設副産物

1 ~ 5 「略〕

<u>6</u> 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速や かに受領書を搬入元に交付しなければならない。

改正後

 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を 工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

- 8 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。
 - また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい
- 9 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、上記7に記載した事項 (搬出先の名称及び所在地、搬出量)と上記8で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等 に基づいて通知しなければならない。
- 10 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

1-1-24 ~ 1-1-30 [略]

1-1-31 施工管理

1 ~ 3 「略]

4 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は、公益通報者 等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければな らない。

1-1-32 ~ 1-1-37 [略]

1-1-38 電子納品

- 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。
 - ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

ガイドラインは鹿児島県ホームページから最新版を取得し使用すること。

1-1-42 交通安全管理

1 ~ 10 「略]

11 本工事で配置する交通誘導警備員は、交通誘導警備業務に係る1級、2級検定合格警備員、または、交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。

ただし、鹿児島県公安委員会が、道路における危険を防止するため、交通誘導警備業務検定合格警備員の配置が必要と定めた路線及び自動車専用道路において、交通誘導警備業務に従事する場合、規制箇所ごとに1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を1名以上配置すること。

なお、同一の施工現場であっても、それぞれの交通誘導警備員の雇用主である警備会社ごとに区域等で分担することにより、警備業務に係る命令系統の独立性が確保された適正な請負業務であれば、複数の警備会社に請け負わせていても差し支えない。

また、受注者は、施工体系図を下請契約締結後、遅滞なく監督職員に提出すること。

1-1-43 ~ 1-1-58 [略]

1-1-59 現場代理人の兼任

1 現場代理人の兼任を認める工事

第1編 井涌編

第1章 総則

第1節 絵則

1-1-1 ~ 1-1-22 [略]

1-1-23 建設副産物

1 ~ 5 [略]

[新設]

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を 工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職 員に写しを提出しなければならない。

現行

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

7 「削除]

[新設]

[新設]

「新設]

1-1-24 ~ 1-1-30 [略]

1-1-31 施工管理

1 ~ 3 [略]

[新設]

1-1-32 ~ 1-1-37 [略]

1-1-38 電子納品

本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。

ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン<u>(案)</u>」(以下、「ガイドライン」 という)に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

ガイドラインは鹿児島県ホームページから最新版を取得し使用すること。

1-1-42 交通安全管理

1 ~ 10 「略]

11 本工事で配置する交通誘導警備員は、交通誘導警備業務に係る1級、2級検定合格警備員、または、交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。

ただし、鹿児島県公安委員会が、道路における危険を防止するため、交通誘導警備業務検定合格警備員の配置が必要と定めた路線及び自動車専用道路において、交通誘導警備業務に従事する場合、規制箇所ごとに1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を1名以上配置すること。

なお、同一規制箇所では、交通誘導警備業務に従事する者全員を同一警備会社の警備員とするこ

また,受注者は,<u>上記のことを示す資料を監督職員に現地着手前</u>に提出すること。

1-1-43 ~ 1-1-58 [略]

1-1-59 現場代理人の兼任

1 現場代理人の兼任を認める工事

```
改正後
                                                                                         現行
         現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施
                                                                       現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施
        工及び契約関係事務に関する一切の事項(請負代金の変更、契約の解除等を除く。)を処理する受注
                                                                      工及び契約関係事務に関する一切の事項(請負代金の変更、契約の解除等を除く。)を処理する受注
        者の代理人であるが、次の(1)から(5)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び
                                                                      者の代理人であるが、次の(1)から(5)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び
        権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。
                                                                      権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。
         なお、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)、(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場
                                                                       なお、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)、(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場
        における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認
                                                                      における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認
        めるものとする。
                                                                      めるものとする。
         兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の当初請負金額の合計が8,000万円未満であるこ
                                                                      兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満であるこ
                                                                  (1)
         ※ 設計変更により、兼任する工事の請負金額の合計が8,000万円以上となった場合においては、
                                                                       ※ 設計変更により、兼任する工事の請負金額の合計が7,000万円以上となった場合においては、
           受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。 (現場代理人の負担軽減措置)
                                                                        受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。 (現場代理人の負担軽減措置)
            その場合は、「現場代理人等選仟(変更)通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと。
                                                                         その場合は、「現場代理人等選仟(変更)通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと。
     (2)~(6)[略]
                                                                  (2) ~ (6) [略]
    2 ~ 3 [略]
                                                                  2 ~ 3 [略]
   1-1-60 ~ 1-1-79 [略]
                                                                1-1-60 ~ 1-1-79 [略]
                                                             第2章 材料
第2章 材料
 第1節 ~ 第4節 [略]
                                                              第1節~第4節「略]
                                                              第5節 鋼材
 第5節 鋼材
   2-5-1 [略]
                                                                2-5-1 [略]
   2-5-2 鋼材
                                                                2-5-2 鋼材
    1 ~ 3 [略]
                                                                 1 ~ 3 [略]
    4 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品
                                                                 4 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品
                                                                  (1)~(9) 「略]
    (1)~(9) 「略]
           IIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1~4, DS, DPF
                                                                        IIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1~4.5
     (11) ~ (15) 「略]
                                                                  (11) ~ (15) 「略]
           IDPA G 1053-2020 (ALW形ダクタイル鋳鉄管) 記号 AL1、AL2、AW
   2-5-3 ~ 2-5-5 [略]
                                                                2-5-3 ~ 2-5-5 [略]
   2-5-6 鉄線じゃかご
                                                                2-5-6 鉄線じゃかご
                                                                       鉄線じゃかごの規格及び品質は以下の規格に準ずるものとする。亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線
         鉄線じゃかごの規格及び品質は以下の規格に準ずるものとする。亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線
        を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき膜厚42μm以上のめっき鉄線を使用するもの
                                                                      を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/mg以上のめっき鉄線を使用する
   2-5-7 [略]
                                                                2-5-7 [略]
 第6節 ~ 第8節 [略]
                                                              第6節 ~ 第8節 [略]
 第9節 合成樹脂製品等
                                                              第9節 合成樹脂製品等
   2-9-1 一般事項
                                                                2-9-1 一般事項
         合成樹脂によるパイプ等の製品は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有する
                                                                       合成樹脂によるパイプ等の製品は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有する
        ものとする。
                                                                      ものとする。
     (1) ~ (12) [略]
                                                                  (1)~(12)[略]
           FRPM K 111L (強化プラスチック複合管内挿用内圧管)
                                                                  [新設]
 第10節 ~ 第11節 [略]
                                                              第10節 ~ 第11節 [略]
 第12節 塗料
                                                              第12節 塗料
   2-12-1 ~ 2-12-3 [略]
                                                                2-12-1 \sim 2-12-3 [略]
   2-12-4 ダクタイル鋳鉄管塗装
                                                                2-12-4 ダクタイル鋳鉄管塗装
    1 直管部
                                                                 1 直管部
          JIS A 5314 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)
                                                                    内面 JIS A 5314 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)
       内面
           J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料)
                                                                         [新設]
           J WWA K 135 (液状エポキシ樹脂塗料)
                                                                         [新設]
                                                                         「新設]
            JWWA K 137 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)
       外面 IWWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)
                                                                    外面 IWWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)
           IDPA Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)
                                                                         IDPA Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)
           IWWA G 113 (水道用ダクタイル鋳鉄管)
                                                                         IWWA G 113 (水道用ダクタイル鋳鉄管)
    2 異形管部
                                                                 1 直管部
```

	和 5 年 6 月 20 日刊 1) / 利 旧 列 根 衣							
改正後 内面 J WW A K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)	現行							
	内面 JWWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料) JDPA Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)							
JDPA Z 2010 (タクライル姆軟管音成例届至表) IWWA K 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管)	TWWA K 114 (水道用ダクタイル鋳鉄電管)							
J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料)	[新設]							
J WWA K 135 (液状エポキシ樹脂塗料)								
J WWA K 130 (無容剤形エポキシ樹脂塗料)	<u> </u>							
外面 J WWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)								
J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)	J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)							
TWWA K 114 (水道用ダクタイル練製果形管)	IWWA K 114 (木道用ダクタイル鋳製果形管)							
3 維手部	1 直管部							
JWWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)	JWWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)							
J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)	J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)							
JWWA K 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管)	JWWA K 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管)							
JIS G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料)	[新設]							
JWWA K 135 (液状エポキシ樹脂塗料)								
JWWA K 137 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)	[新設]							
第13節 [略]	第13節 [略]							
第3章 施工共通事項	第3章 施工共通事項							
第1節~第11節 [略]	第1節~第11節 [略]							
第12節 安全施設工	第12節 安全施設工							
	3-12-1 「略]							
3-12-1 [略] 3-12-2 安全施設工	3-12-1 [略] 3-12-2 安全施設工							
1 ~ 8 [略]	1 ~ 8 [略]							
9 受注者は、ネットフェンス設置に当たり、胴材、胴縁、金具、網材の溶融亜鉛メッキ仕様等が設計	= ***							
図書に示されていない場合、表3-12-17は同等にのとしても、 1847の代析版単如 アノバに原子が取出 図書に示されていない場合、表3-12-17は同等との製品とする。	図書に示されていない場合、表3-12-1又は同等以上の製品とする。							
塗装仕様 柱材,胴縁 金 具 網線材径mm 網目mm	塗装仕様 柱材,胴縁 金 具 網線材径mm 網目mm							
溶融亜鉛メッキ HDZT56-56μm HDZT49 3.2 56	溶融亜鉛メッキ HDZ40-400g/㎡ HDZ35 3.2 56							
塩ビ被覆 HDZ <u>T56~56μm</u> HDZ <u>T49</u> 3.2 50	塩ビ被覆 HDZ40-400g/m HDZ35 3.2 50							
メッキ着色塗装 HDZ <u>T56-56μm</u> HDZ <u>T49</u> 3.2 56	メッキ着色塗装 HDZ <u>40-400g/nf</u> HDZ <u>35</u> 3.2 56							
第13節 ~ 第22節 [略]	第13節 ~ 第22節 「略]							
第2編 工事別編	第2編 工事別編							
第1章 ほ場整備工事	第1章 ほ場整備工事							
第1節 ~ 第7節 [略]	第1節~第7節[略]							
第2章 農用地造成工事	第2章 農用地造成工事							
第1節 ~ 第9節 [略]	第1節 ~ 第9節 [略]							
第3章 舗装工事,道路改良工事	第3章 舗装工事,道路改良工事							
第1節 ~ 第13節 [略]	第1節 ~ 第13節 [略]							
第14節 付帯施設工	第14節 付帯施設工							
3-14-1 ~ 3-14-2 [略]	3-14-1 ~ 3-14-2 [略]							
3 - 14 - 3 標識工	3 — 14 — 3 標識工							
1 ~ 2 [略]	1 ~ 2 [略]							
3 標識工	3 標識工							
(1) [略]	(1) [照各]							
ア ~ 夕 [略]	$r \sim s$ [PS]							

改正後	現行
 チ 受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛メッキする場合、その<u>膜厚</u>をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HD Z T77) 77μm (片面の<u>膜</u>厚) 以上としなければならない。ただし、<u>厚さ3.2mm以上6mm未満の鋼材については2種 (HD Z T63) 63μm (片面の膜厚) 以上</u>, 3.2mm 未満の鋼材につては2種 (HD Z T49) 49μm (片面の<u>膜</u>厚) 以上とするものとする。 ツ ~ ナ [略] (2) ~ (3) [略] 3-14-4 ~ 3-14-7 [略] 	チ 受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛メッキする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HD Z 55) 550g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、3.2mm未満の鋼材につては2種 (HD Z 35) 350g/m² (片面の付着量) 以上とするものとする。 ツ ~ ナ [略] (2) ~ (3) [略] 3-14-4 ~ 3-14-7 [略]
第4章 水路トンネル工事 第1節 ~ 第8節 [略]	第4章 水路トンネル工事 第1節 ~ 第8節 [略]
第5章 水路工事 第1節 ~ 第15節 [略]	第5章 水路工事 第1節 ~ 第15節 [略]
第6章 排水路工事,河川工事	第6章 排水路工事,河川工事
第7章 ~ 第20章 [略]	第7章 ~ 第20章 [略]

改正後						現行							
0条関係													
J紙 1							別紙 1						
1405			令和	年 月	В	-	7311954 1			令和	1 年	F 月	1 日
145+0 V 24	Pn.					İ	#77 4A +D \V .#4	殿					
2約担当者	殿						契約担当者	灰					
						ĺ							
		請負者 商号又は名称							請負者 商号又は名称	7			
		代表者の氏名							代表者の氏名				EP
	現場代理人の領	兼任(変更)申 言	書					現場代理人の	兼任(変更)	申請書			
エロスキリュルマ ゴ	9月小四!ナサケ!ナルカー	(***) ***					エロマまについて エ	9.49小四 ナサケ ナ い カー	((本本) 中語 !	+-			
	見場代理人を兼任したいので こ当たっては,関係法令等を		工程管理に					見場代理人を兼任したいので こ当たっては,関係法令等を					
意します。						j	留意します。						
		記							12				
	主 任 技 術 者				\neg	ļ		主 任 技 術 者					
	現場代理人					ŀ		現 場 代 理 人					
	工 事 名					ŀ		工 事 名					
①兼任する工事	工事場所					İ	①兼任する工事	工事場所					
(県農政部部工事)	工期					İ	(県農政部部工事)	工期					
	請負金額(税込み)						į l	請負金額(税込み)	FF 47	1			
	現場代理人不在の 間の緊急連絡先	氏 名 連絡先			—			現場代理人不在の間の緊急連絡先	氏 名 連絡先				
	主任技術者	理 裕 元			 			主任技術者	连 桁 九	1			
	現場代理人				$\overline{}$	}		現場代理人					
	工事名					İ		工 事 名					
	工事場所					İ		工事場所					
②兼任する他の工事	工期						②兼任する他の工事	工期					
	請負金額(税込み)							請負金額(税込み)					
	発注機関名							発注機関名	1				
	監督員氏名							監督員氏名	-				
	発注機関の連絡先					-		発注機関の連絡先 主 任 技 術 者					-
	主 任 技 術 者 現 場 代 理 人				—	İ		現場代理人	+				
	工事名				—	İ		工事名					
	工事場所				$\overline{}$			工事場所					
③兼任する他の工事	工期						③兼任する他の工事	工期					
	請負金額(税込み)							請負金額(税込み)					
	発 注 機 関 名				\neg	ļ		発 注 機 関 名					
	監督員氏名				\neg			監督員氏名					
	発注機関の連絡先					}		発注機関の連絡先					
		1)-2)	k m						1)-(2)	k m			
		1)-3	k m			İ	工事現場	の相互の距離	①-③	k m			
we flainder, action 1 11	[2-3	k m			j	※活仕書籍・兼に士で	Hの工事の当知初の妻(写:	2-3	k m			
	也の工事の当初契約書(写し K認を得た場合は,写しを後							也の工事の当初契約書(写し 承認を得た場合は,写しを後					
末在する他のエ 事 の月 工事現場の相互の距離		п,сш, осс					※工事現場の相互の距離						

改正後	現行
書第 1 編1-1-65関係	
(別紙1)	(別紙1)
工事開始日通知書	工事開始日通知書
(余裕期間適用工事)	(余裕期間適用工事)
令和 年 月 日	令和 年 月 日
契約担当者 住 所	契約担当者 住 所
職・氏名様	職・氏名
請負者 住 所	請負者住所
称号又は名称	称号又は名称
代表者職・氏名	代表者職・氏名
欠の工事について,工事開始日を定めましたので通知します。	次の工事について、工事開始日を定めましたので通知します。
工 事 名	工事名
工事場所	工事場所
L. 47 (80 1/1)	
工事開始日	工事開始日
※1 本通知書は、契約書案の提出期限内(落札決定通知の翌日から起算して 7日以内)に提出すること。 2 契約書案の工期の始期日は、本通知書の工事開始日を記載すること。	※1 本通知書は、契約書案の提出期限内(落札決定通知の翌日から起算して 7日以内)に提出すること。 2 契約書案の工期の始期日は、本通知書の工事開始日を記載すること。

5条関係	
年月日:	年月日:
請求書 (請求書 (
契約担当者 殿	契約担当者 殿
請負者 (住所)	請負者 (住所)
(氏名) 印	(氏名) 印
下記のとおり請求します。	下記のとおり請求します。
.請求金額 ¥	
ただし、次の工事の()として	ただし、次の工事の()として
契約金額 <u>¥</u>	契約金額 <u>¥</u>
領収済金額 <u>¥</u>	領収済金額 <u>¥</u>
今回請求金額 <u>¥</u>	今回請求金額 <u>¥</u>
未請求金額 <u>¥</u>	未請求金額 <u>¥</u>
工事名 ()	工事名 ()
工事場所 ()	工事場所()
契約日 ()	契約日 ()
完成日 ()	完成日 ()
支払方法 (現金払・口座振替払)	支払方法 (現金払・口座振替払)
振込希望金融機関名 (○銀行 ○金庫 店) 店)	振込希望金融機関名 (○銀行 ○金庫 店)
預金の種別 ())	預金の種別(
口座番号 ()	口座番号 ()
口座名義 ()	口座名義 (
フリガナ ()	フリガナ (
振込指定コード番号 ()	振込指定コード番号 ()
隔地払金融機関名 ()	隔地払金融機関名
(注)1. () には前払金、中間前払金、部分払金、指定部分完済払金、 完成代金の別を記入すること。 2. 部分払金を請求する場合は、請求内訳書 (部分払の場合)を請求する場合は、請求内訳書 (部分払の場合)を添付すること。 3. 指定部分完済私代金を請求する場合には、請求内訳書 (指定部分払の場合)を添付すること。 4. 押印を省略する場合は、「発行責任者及び担当者」欄を設け、役職・ 氏名 (フルネーム)及び連絡先 (原則, 固定電話番号)を記載することと。	(注)1. () には前払金、中間前払金、部分払金、指定部分完済払金、 完成代金の別を記入すること。 2. 部分払金を請求する場合は、請求内訳書(部分払の場合又は国債部分 払の場合)を設付すること。 3. 指定部分完済払代金を請求する場合には、請求内訳書(指定部分払の 場合)を添付すること。
【記載例】 【発行責任者及び担当者】 - 責任者: ○○支店長○○ ○○ (連絡先×××-××××) - 担当者: 経理担当○○ ○○ (連絡先×××-××××)	

改正後	現行
契約書第35条関係	
別紙様式第1号	別紙様式第1号
年月日:	年月日:
契約担当者	契約担当者
殿	794
(請負者) 印	(請負者) 印
認定請求書	認 定 請 求 書
工事請負契約書第35条の2の4項に基づき、下記工事の中間前金払の認定を請求します。	工事請負契約書第35条の2の4項に基づき、下記工事の中間前金払の認定を請求します。
記	記
ILC	
型 約 日	契 約 日
工 事 名	工事名
	工期自
工期自	至
至	
	工事場所
工事場所	
	請負代金額 ¥
請 負 代 金 額 ¥	
(注)1. 国庫債務負担行為に基づく契約の場合は請負代金額欄の下段に各年度の出来高予定額を記	(注) 国庫債務負担行為に基づく契約の場合は請負代金額欄の下段に各年度の
入すること。	出来高予定額を記入すること。
【記載例】 (出来高予定額) 令和○○年度 ¥ △△△	【記載例】 (出来高予定額) 令和○○年度 ¥ △△△
S	\(\) \(\
令和□□年度 ¥ ×××	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
7 2. 押印を省略する場合は、「発行責任者及び担当者」欄を設け、役職・氏名(フルネーム) 及び連絡先(原則、固定電話番号)を記載すること。	
及い連絡元(原則、固定電配备等)を記載すること。 【記載例】	
【発行責任者及び担当者】	
・責任者:○○支店長○○○○(連絡先×××-×××-×××)	
・担当者:経理担当○○ ○○ (連絡先×××-×××××)	